



企業の2005年度IFRS適用財務諸表に関する規制当局の見解

グローバルACSパートナーのPeter Holgate (UK)とOlivier Scherer (Central)が、フランスの規制当局 (Autorité des Marchés Financiers - AMF)、英国の規制当局 (Financial Reporting Review Panel - FRRP)および米国の規制当局 (SEC)からの2005年度財務諸表におけるIFRSの適用に関するコメントについて検討します。

規制当局によるデュー・プロセス

FRRP: は質問あるいは異論がある企業に対しては個別に親書を送付している。企業がFRRPを納得させることができない場合には、FRRPはプレス・リリースを公表し、当該企業が合意した変更を明示している。

AMF: コメント・レターおよび企業からの回答は非公開としている。過年度の財務諸表の修正再表示はフランスのGAAPおよび法令で認められておらず、その後の年度における損益計算書を通じて測定に係る修正を行わなければならなかった。IFRSにおいては、比較期間の修正再表示は限定的・確定的な状況でのみ要求される。AMFは毎年「勧告書」を公表し、企業が年次財務諸表を作成する際に注意すべき点を強調する。当勧告書は主としてAMFが行う財務諸表のレビューに基づいて作成される。最近では2006年12月に発行されている。

SEC: は個々の企業にコメント・レターを送付する。コメント・レターおよび企業からの回答を公式文書として記録する。

PH (Peter Holgate): FRRPは、非公式にいくつかの細かな改善を勧告したものの、概してIFRSの初度適用に満足していません。過去の2、3ヶ月の間に、財務諸表の改善方法を提言するプレス発表を行っており、その回数は英国GAAPが適用されていた過年度と同じくらいでした。これは初度適用が順調に進んでいることを示しています。

OS (Olivier Scherer): AMFもまた、企業がIFRSへの準拠のために努力していると確信しています。FRRPと同じく、AMFは改善すべき領域をいくつか特定しています。

SECは、IFRSに基づいて作成した財務諸表の質にも注目しています。なぜなら、他の要素の中でもとりわけこの質によって、FPIが米国基準/IFRSへの調整を行う要件の廃止時期および判断が決まるからです。

批判の対象となる共通の問題

OS: コメントの大半は開示と表示に関連するものです。それに比べると測定に関する問題は僅かでした。AMF、FRRPおよびSECに共通の問題は、損益計算書における表示です。

営業利益と営業外利益

OS: AMFは作成者に対して、「異常損益項目」はIFRSでは認められないと指摘しています(これはフランスのGAAPにおける項目であったため)。例外的項目あるいは非経常的項目である可能性がある場合でも、本質的に営業による利益は営業利益項目に含めます。

AMFおよびフランスの基準設定主体である国家会計審議会 (Conseil National de la Comptabilité) は、それ以外の方法によると「企業業績の把握が困難になる」場合に限り、非経常的営業利益を利用するという条件付きで、経常的営業利益および非経常的営業利益という概念を容認しています。

PH: 英国企業は、追加コラムやボックスを利用してこれらを開示します。このような措置は英国のGAAPにおいては一般的なものであり、現在IFRS適用財務諸表でもこの方法を採用しています。非経常的項目は、3つのコラムを用いたアプローチの場合、中間のコラムに表示されます。

OS: SECは、欧州のSEC登録企業が、IAS第1号が要求するフォーマットと正確に一致しないフォーマットを使用する場合、問題としています。SECは、損益計算書上でGAAPに基づかない数値を開示することを認めません。SECはコメント・レターの中で、そのような方法を用いる場合、いかにIFRSへ準拠しているかについて質問しています。GAAPに基づかない一般的な開示数値の一つが、金利・税金・償却前利益 (earnings before interest, tax, depreciation and amortisation – EBITDA) です。これはIFRSの下では、IAS第1号で許容される追加小計として説明できます (経営者がその計算方法を説明する限り容認される)。EBITDAの概念は良く認識されていますが、その計算方法は会社ごとに異なります。

定型的な記述／方針の説明不足

PH: 一部の企業は、IFRS適用財務諸表で英国GAAPの会計方針を用いたことで批判を受けました。中には、企業の会計処理には問題はなかったものの、会計方針の説明でその会計処理が適切に示されないケースがありました。このことは予想外で、企業は数字を正しくするために労力をかけているのに、比較的簡単な作業である説明を十分に行わなかったことになるからです。

OS: AMFは、一部の原則について、基準が要求する以上に明確化するよう企業に促しています (以下に示す「例」を参照してください)。

AMF、FRRPおよびSECによる、注記での説明が不十分な場合の例

- **IAS第14号「セグメント別報告」:** 経営者は多くの場合、事業セグメントをどのように定義したか、あるいは組織化したかに関して説明を行っていません (例えば、基本的報告様式が事業セグメント別で、補足的報告様式が地域別である理由など)。財務諸表は新たな情報が追加されることで価値が生まれます。IAS第1号は、利用者にとって有用な情報を開示するよう (換言すれば、規定された以上の情報を開示するよう) 求めています。
- **IAS第18号「収益」:** IAS第18号の要件を厳格に適用している、と経営者が説明したところで、必ずしも事業の細部に当基準がどのように適用されているか、利用者の理解が深まるわけではありません。
- **IAS第36号「資産の減損」:** 経営者は、広範囲で明確な減損の開示要件を確実に含めるようにしなければなりません。これらの開示は、利用者が減損テストに用いる手法を理解できるよう、十分に詳細でなければなりません。要求されていないが利用者にとって有用な追加情報については開示が必要です。例えば、現金生成単位 (CGU) がどのように定義されているか、あるいは各CGUで何が減損の兆候として用いられているかなどの情報です。

IFRS第5号「売却目的で保有している非流動資産及び廃止事業」: SECは一部の登録企業に対し、売却目的で保有している資産を廃止事業とみなした理由について質問しています。これはIFRS第5号における重要な判断です。経営者は、その結論に至るにあたり用いた判断を提示したいと考えましょう。

注目すべきは、IFRS第3号が企業に対して、無形資産をより多く、のれんをより少なくするよう求めているにもかかわらず、貸借対照表において多額ののれんが計上されていたことです。のれんに関する説明は有用な情報であり、これはIFRS第3号で要求されています。最近の実例にあるように、のれんが購入価格の80%を超え、かつそれが資本の部の半分を超える場合、それを2つの文で説明するのは不十分です。

PH: またFRRPは、経営者がのれんに関する説明を行っていないことについても採り上げています。のれんの金額は通常、英国のGAAPに基づいた場合よりも小さくなりますが、これは英国企業にとって初めてのことでした。

規制当局による提案およびコメントに関する詳細な情報については以下のリンクを参照してください:

AMF

2006年度の財務諸表で報告される会計情報に関するAMFの提案

仏語: http://www.amf-france.org/documents/general/7538_1.pdf

英語: http://www.amf-france.org/documents/general/7565_1.pdf

FRRP

IFRSの適用に関する暫定報告: <http://www.frc.org.uk/frfp/press/pub1206.html>

SEC

SECがレビューを行う、開示のファイリングに関連するコメント・レターおよびレスポンス・レター:

<http://www.sec.gov/answers/edgarletters.htm>

お問合せ: あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 149ヶ国 771 の都市に 14 万人以上のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwCのメンバーファームとして、会計及び監査においてPwCの手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwCのグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2007 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.